

	一般贈与（暦年課税制度）	相続時精算課税	相続税
	<p>贈与税の課税方法には「暦年課税制度」と「相続税精算課税制度」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。ただし、途中変更はできません。</p>		
趣旨		<p>贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税をいったん支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価格を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。</p> <p><u>（将来、相続税がかかることが確実な人には、あまり意味がありません）</u></p>	
改正（H27～）	<p>基礎控除110万円については変化なし。税率は多少変化。</p>	<p>適用対象者が拡大</p>	<p>基礎控除3000万円+600万円×法定相続人</p>
贈与者の条件	<p>制限なし</p>	<p>65歳以上の親</p>	
受贈者の条件	<p>制限なし</p>	<p>20歳以上の子</p>	
非課税範囲	<p>年間110万円 （夫婦間の贈与であれば2110万円までの配偶者控除制度あり。ただし申告が必要、20年婚姻、居住用など条件あり）</p>	<p>2500万円</p>	<p>（ただし配偶者は1億6000万円まで非課税）</p>

	一般贈与（暦年課税制度）	相続時精算課税	相続税
税額	10%～50%	（受贈額－2500万円）×20%	10%～55%
申告	非課税枠内なら申告不要	必要	必要
納付	翌年の2月～3月	翌年の2月～3月	死亡日から10ヶ月以内に申告・納付
相続税との関係	相続開始前3年以内の分は相続財産に加算	相続財産に贈与財産を加えて相続税を計算	
メリット	相続財産を減らせるので、相続税を減らせる。	一度に多額の贈与がしやすい	
	コツコツ暦年贈与すると節税になりやすい	賃貸アパートなど、将来財産価値が上がった場合、節税になる	
		将来の相続の争いごとを回避できる	
		<b>将来の相続財産が基礎控除の範囲内であり、相続税が発生しないことがわかりきっている親子間においてはメリット大！</b> （相続税も贈与税もかからないため）	
デメリット	一度に多額の贈与をするとそのぶん贈与税がかかる	節税対策としては不向き	遺贈でも相続税はかかる
	証拠書類を残すなど最新の注意が必要	将来、相続税が改正された場合は課税される可能性がある。	生前贈与加算（3年）あり。 但し、贈与税を支払っていた場合は相続税から控除されません。
		相続時に財産価値が下落していた場合は損。	
		<u>子のための制度であって、配偶者にとっての制度ではない。</u>	

	一般贈与（暦年課税制度）	相続時精算課税	相続税
		多額の相続税が予想できる資産家には不向き	
		相続税が安くなるわけではない	
小規模宅地の特例	×	×	○（８０％減） ただし、居住用、一定の面積、申告期限まで住むなど条件あり。
登録免許税	20/1000	20/1000	4/1000
不動産取得税 （５ヶ月後に通知が来る）	かかる	かかる	かからない

京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町６８０番地１  
 第八長谷ビル３Ｆ  
 烏丸仏光寺司法書士事務所  
 司法書士 中島忠之

電話 ０７５-７４４-１８６１  
 FAX ０７５-７４４-１８６２  
 e-mail : nakajima@karasuma4.com  
 HP : <http://karasuma4.com/>